

令和 7 年度千葉市人事委員会 第 1 回定例会議事録

- 1 日 時 令和 7 年 4 月 1 1 日（金）
午後 2 時 0 0 分開会
午後 3 時 2 5 分閉会
- 2 開催場所 選挙管理委員会室
- 3 出席者 委員長職務代理者 志 村 隆
委 員 齋 藤 千 草

事務局

事務局長 桑 本 茂 樹 外 3 名

委員長の辞任により、委員 1 名が欠員となっているが、会議を開かなければ公務の運営又は職員の福祉若しくは利益の保護に著しい支障が生ずるため、地方公務員法第 1 1 条第 2 項により 2 名の委員の出席で会議を開催した。また、同法第 1 0 条第 3 項の規定に基づき、委員長にあらかじめ指定されていた志村委員が委員長職務代理者を勤めた。

4 議 案

（1）議案第 1 号 職員採用試験（上級）の実施について

職員の任用に関する規則（平成 3 年千葉市人事委員会規則第 3 号）第 5 条（採用予定の職及び職員数の通知）の規定により、市長及び消防局長から通知のあった令和 8 年度採用予定の職及び職員数等のうち、上級（事務、技術、消防士）の採用について、同規則第 3 条（任命方法の一般的基準）第 2 項の規定により、競争試験によるものとし、原案のとおり試験の方法と基準を定め実施することとした。

(2) 議案第2号 職員採用選考（獣医師等）の実施について

職員の任用に関する規則（平成3年千葉市人事委員会規則第3号）第11条（選考の実施）の規定により、市長から請求のあった獣医師等の採用について、同規則第9条（選考による採用）第1号の規定により、選考によるものとし、原案のとおり選考の方法と基準を定め実施することとした。

(3) 議案第3号 職員採用試験（中級、初級、保育士）の実施について

職員の任用に関する規則（平成3年千葉市人事委員会規則第3号）第5条（採用予定の職及び職員数の通知）の規定により、市長、消防局長及び教育委員会から通知のあった令和8年度採用予定の職及び職員数等のうち、中級（学校事務）、初級（事務、技術（土木）、学校事務、消防士）及び保育士の採用について、同規則第3条（任命方法の一般的基準）第2項の規定により、競争試験によるものとし、原案のとおり試験の方法と基準を定め実施することとした。

(4) 議案第4号 職員採用選考（栄養士等）の実施について

職員の任用に関する規則（平成3年千葉市人事委員会規則第3号）第11条（選考の実施）の規定により、市長及び教育委員会から請求のあった栄養士等の採用について、同規則第9条（選考による採用）第1号の規定により、選考によるものとし、原案のとおり選考の方法と基準を定め実施することとした。

(5) 議案第5号 民間企業等職務経験者を対象とした職員採用試験の実施について

職員の任用に関する規則（平成3年千葉市人事委員会規則第3号）第5条（採用予定の職及び職員数の通知）の規定により、市長から通知のあった令和8年度採用予定の職及び職員数等のうち、民間企業等職務経験者を対象とした職員の採用について、同規則第3条（任命方法の一般的基準）第2項の規定により、競争試験によるものとし、原案のとおり試験の方法と基準を定め実施することとした。

(6) 議案第6号 民間企業等職務経験者を対象とした職員採用選考
(獣医師等)の実施について

職員の任用に関する規則(平成3年千葉市人事委員会規則第3号)第11条(選考の実施)の規定により、市長から請求のあった獣医師等の採用について、同規則第9条(選考による採用)第1号の規定により、選考によるものとし、原案のとおり選考の方法と基準を定め実施することとした。

(7) 議案第7号 職員採用選考(育児休業代替任期付職員)の実施について

職員の任用に関する規則(平成3年千葉市人事委員会規則第3号)第11条(選考の実施)の規定により、市長から請求のあった育児休業代替任期付職員の採用について、同規則第9条(選考による採用)第7号の規定により、選考によるものとし、原案のとおり選考の方法と基準を定め実施することとした。

(8) 議案第8号 障害者を対象とした職員採用選考の実施について

職員の任用に関する規則(平成3年千葉市人事委員会規則第3号)第11条(選考の実施)の規定により、市長及び教育委員会から請求のあった障害者を対象とした職員の採用について、同規則第9条(選考による採用)第9号の規定により、選考によるものとし、原案のとおり選考の方法と基準を定め実施することとした。

5 報 告

(1) 報告第1号 令和6年度事業場調査の実施結果について

過重労働の防止のため並びに労働関係法令、本市の勤務条件等に関する条例及び規則等の適用状況等を確認するため、事業場調査を実施したので、その結果について事務局から報告があった。

6 協 議

- (1) 協議第1号 解雇予告除外の認定に係る人事委員会の職権について
労働基準法第20条第3項において準用する同法第19条第2
項の規定に基づく解雇予告除外に係る人事委員会の職権について、
協議した。